

○瀬戸内市建設工事等最低制限価格取扱要領

平成30年3月22日

告示第19号

改正 平成30年5月22日告示第34号

平成30年11月27日告示第45号

令和5年5月19日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)及び測量、建設コンサルタント業務等(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 瀬戸内市電子入札実施要綱(平成23年瀬戸内市告示第24号)に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が入札金額を入力する際に併せて入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号として入札書に記載された3桁の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等とする。ただし、市長が、特に最低制限価格を設定することが適当でない

と認めるものを除く。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 建設工事における最低制限価格は、次の計算式により算定した額(1,000円未満切捨て)とする。予定価格算出の基礎となった設計金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額 $\times$ (最低制限価格基準率 $-(0.004X+0.0004Y)$)ただし、X及びYは、0から9までの1桁の整数とする。

2 建設工事における最低制限価格基準率は、0.92とする。

3 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格は、次の計算式により算定した額(1,000円未満切捨て)とする。予定価格算出の基礎となった設計金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額 $\times$ (最低制限価格基準率 $-(0.002X+0.0002Y)$)ただし、X及びYは、0から9までの1桁の整数とする。

4 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は、0.69とする。

5 入札者は、入札時に3桁のくじ番号を入力又は記入するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して最低制限価格を算定する。この場合において、入札者が、くじ番号の入力又は記入を省略した場合は、「999」と入力又は記入したものとみなして決定くじ番号を決定する。

6 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって第1項から第5項の規定により算定した額以上の入札が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定する。ただし、予定価格の制限の範囲内の全ての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項又は第3項の規定に基づいた計算式により、X及びYに9を代入して算定した額を最低制限価格として決定するものとする。

7 再度の入札をする場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。

8 瀬戸内市建設工事積算疑義申立手続に関する試行要綱(平成30年瀬戸内市告示第33号)第11条第1項第2号により、金入り設計書に誤りがあった場合は、予定価格算出の基礎となった設計金額及び最低制限価格を修正する。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、落札者が決定後、速やかに公表するものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月22日告示第34号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成30年11月27日告示第45号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(令和5年5月19日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。